

平成十八年法律第五十一号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 公共サービス改革基本方針等（第七条・第八条）
第三章 官民競争入札及び民間競争入札

国行政機関等による官民競争入札の実施等（第九条—第十三条）
第二節 地方行政機関等による民間競争入札の実施等（第十四条・第十五条）

第三節 地方公共団体による官民競争入札の実施等（第十六条・第十七条）
第四節 地方公共団体による民間競争入札の実施等（第十八条・第十九条）

第四章 民間事業者が落札者となつた場合における公共サービスの実施等
第一節 契約（第二十条—第二十三条）
第二節 公共サービスの実施（第二十四条・第二十五条）
第三節 監督（第二十六条—第二十八条）

第五章 法令の特例

第一節 通則（第二十九条—第三十一条）
第二節 特定公共サービス（第三十二条—第三十四条）

第六章 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなつた場合における公共サービ

第七章 官民競争入札等監理委員会等
第一節 官民競争入札等監理委員会（第三十七条—第四十六条）
第二節 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関（第四十七条）

第八章 雑則（第四十八条—第五十三条）
第九章 罰則（第五十四条—第五十六条）
附則

（趣旨）
第一条 この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに關し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる觀点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとす

る。
（定義）
第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項にお

いて規定する機関

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十

六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項にお

いて準用する場合を含む。）の特別の機関

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関
2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同

じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第二百三号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をい。次項において同じ。）をいう。

3 この法律において「国行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人の学長又は理事長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人の代表者をいう。

4 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。

一 国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの

イ 施設の設置、運営又は管理の業務

ロ 研修の業務

ハ 相談の業務

ニ 調査又は研究の業務

ホ イ からニまでに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国行政機関等が自ら実施する必要がない業務

二 特定公共サービス

この法律において「特定公共サービス」とは、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であつて、第五章第二節の規定により、法律の特例が適用されるものとして、その範囲が定められるものをいう。

この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針（第七条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第一号において同じ。）において選定された国行政機関等の公共サービスについて、国行政機

関等と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第一節の規定により行われるもの

二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、

地方公共団体と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第三節の規定により行われるもの

三 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針において選定された国行政機関等の公共サービスについて、民

間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第二節の規

定により行われるもの

二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、

民間事業者の間ににおいて、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第四節の規定により行われるもの

三 この法律において「法令の特例」とは、公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施する場合において必要とされる資格、国の行政機関等の長等若しくは地方公共団体の長による監督上の措置、規制の緩和その他の特例に関する第五章に規定する法律の特例及び政令又は主務省令により規定された事項についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例をいう。

四 この法律において「公共サービス実施民間事業者」とは、第二十条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をい。う。

五 この法律において「法令の特例」とは、公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施す

る場合において必要とされる資格、国の行政機関等の長等若しくは地方公共団体の長による監督上の措置、規制の緩和その他の特例に関する第五章に規定する法律の特例及び政令又は主務省令により規定された事項についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例をいう。

（基本理念）

第三条 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中でも自ら実施する公共

サービスの全般について不斷の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

2 前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。
 (国の行政機関等の責務)

第四条 国の行政機関等は、前条の basic 理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国の行政機関等の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の行政機関等の関与その他規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第六条 公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのつとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するよう努めなければならない。

第二章 公共サービス改革基本方針等

(公共サービス改革基本方針)

第七条 総務大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 公共サービス改革基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項
 二 競争の導入による公共サービスの改革のための政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置（特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。）についての計画（次号に掲げるものを除く。）
 四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

五 官民競争入札の対象として選定した国や地方公共団体の公共サービス（以下「官民競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
 六 民間競争入札の対象として選定した国や地方公共団体の公共サービス（以下「民間競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
 七 廃止の対象とする国や地方公共団体の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関する必要な事項

3 総務大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら

担うことができるとしている業務の範囲及びこれに関する政府が講すべき措置について、民間事業者の意見を聞くものとする。

4 総務大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5 総務大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関する実施を民間事業者に担わせることが適當と認める業務の範囲及びこれに関する政府が講すべき措置について、地方公共団体の意見を聞くものとする。

6 総務大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会（第三十七条に規定する官民競争入札等監理委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。）の議を経なければならない。

7 総務大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国や行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

8 総務大臣は、前項の見直しに当たつては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国や行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

9 第三項から第六項までの規定は、第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。

10 総務大臣は、第一項又は第七項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない。

(地方公共団体における官民競争入札等の実施方針)

第八条 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するため、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成することができる。

2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容

二 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容

3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 地方公共団体の長は、第二項各号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができるとしている業務の範囲について、民間事業者の意見を聞くよう努めるものとする。

5 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取を行う場合には、当該聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

6 地方公共団体の長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 官民競争入札及び民間競争入札

第一節 国の行政機関等による官民競争入札の実施等

(官民競争入札実施要項)

第九条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において官民競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあっては、その

- 六 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項
- 七 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- 八 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。第十八条第二項第七号において同じ。）に関する事項
- 九 地方公共団体の職員のうち、公共サービス実施民間事業者に使用される者であつて当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに係る業務に従事する者となることを希望する者に関する事項
- 十 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
- 十一 公共サービス実施民間事業者が、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- 十二 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により地方公共団体が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第十八条第二項第十号において同じ。）に関する事項
- 十三 前項第三号に規定する資格は、おおむね次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。
- 一 知識及び能力
- 二 経理的基礎
- 三 技術的基礎
- 四 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、おおむね次に掲げるものを明らかにするものとする。
- 一 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した経費
- 二 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した施設及び設備
- 三 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した施設及び設備
- 四 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施における目的の達成の程度
- 五 地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経るものとする。
- 六 地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 七 前二項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。（準用）
- 第十七条 第十条から第十三条までの規定は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号及び第十一条第三項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従つて、前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬ」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合

議制の機関の議を経なければならず、第十六条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従つて評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「政令」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

第四節 地方公共団体による民間競争入札の実施等

（民間競争入札実施要項）

- 第十八条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、民間競争入札実施要項を定めることができる。
- 二 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項
- 二 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
- 三 次条において準用する第十条に定めるものほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
- 五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
- 六 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
- 七 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産に関する事項
- 八 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
- 九 公共サービス実施民間事業者が、地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- 十 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に要した経費
- 十一 前項第三号に規定する資格は、おおむね次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。
- 一 知識及び能力
- 二 経理的基礎
- 三 技術的基礎
- 四 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、おおむね次に掲げるものを明らかにするものとする。
- 一 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した経費
- 二 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した施設及び設備
- 三 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した施設及び設備
- 四 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する從来の実施における目的の達成の程度
- 五 地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経るものとする。
- 六 地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十九条 第十条、第十一條第一項、第十二條並びに第十三條第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十條第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九條第二項第五号に規定する評価の基準に従つて、前条第一項及び第二項」とあるのは「第十八条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従つて評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、國の行政機関等の長等が作成した第十一條第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い」と、「有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者(会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も)とあるのは「最も有利な申込みをした者(最も)と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は國の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した理由及び國の行政機関等の長等が作成した第十一條第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

第四章 民間事業者が落札者となつた場合における公共サービスの実施等

第一節 契約

(契約の締結等)

第二十条 國の行政機関等の長等は、第十三條第一項(第十五条において準用する場合を含む。)の規定により民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス(以下「対象公共サービス」という。)の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

第二十一条 國の行政機関等の長等は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。(契約の変更)

第二十二条 國の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第一項の契約を変更することができる。

第二十三条 國の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第二十四条 國の行政機関等の長等は、次の場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の行為により落札者となつたとき。

ロ 第九條第二項第二号若しくは第十条(第一号を除く。)の規定による官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は第十四条第二項第三号若しくは第十五条において準用する第十条(第一号を除く。)の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなつたとき。

ハ 法令の特例において定められた当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たさなくなつたとき。

二 第二十条第一項の契約に従つて対象公共サービスを実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ホ 二に掲げる場合のほか、第二十条第一項の契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ヘ 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ト 第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

チ 法令の特例において定められた当該対象公共サービスに係る契約の解除の事由に該当したとき。

二 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員その他の対象公共サービスに従事する者が、第二十五条第一項の規定に違反して、対象公共サービスの実施に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用したとき。

三 國の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は國の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

四 國の行政機関等の長等は、前項の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

五 國の行政機関等の長等は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

(地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用)

二 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項及び第二十一条第三項中「第十三條第一項(第十五条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十七條及び第十九條において準用する第十三条第一項」と、同条第二項及び第二十二条第一項中「政令」とあるのは「規則」と、同条第二項及び前条第三項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、同条第一項第一号口中「第九條第二項第三号若しくは第十条」と、同条第一項第一号口中「第二十七条第一項」と、同号ト中「第二十七条第一項」とあるのは「第二十八條において準用する第二十七条第一項」と、同項第二号中「対象公共サービス」とあるのは「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス若しくは地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」と読み替えるものとする。

三 第二節 公共サービスの実施

(官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の前の公事公共サービスに従事する者又はこれらの者であつた者は、当該公共サービスの実施に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 監督

(報告の徴収等)
第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるとときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 前項第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

第五章 法令の特例

第一節 通則
(法令の特例の適用)

第二十九条 公共サービス実施民間事業者が実施する公共サービスについては、法令の特例を適用する。

(財政法の特例)

第三十条 国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

(国家公務員退職手当法の特例)

第三十一条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する公務員（以下この項において「職員」という。）のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間（以下この項において「実施期間」といいう。）の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に使用される者（当該対象公共サービスに係る業務に從事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。）となるための退職（同法第四条第一項又は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続いて対象公共サービス従事者として在職した後引き続いて実施期間の末日の翌日までに再び職員となつた者（以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

- 2 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この

項において「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

- 3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第一条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一 国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の四まで並びに附則第六項から第八項まで及び第十一項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五十五号）附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算した額

- 2 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額
- 3 前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

三 前二項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行われたときは、当該退職に係る同法第十二条第二号に規定する退職手当管理機関（次項及び第七項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（以下この条において「特例加算額」という。）の支払を差し止める処分を行うものとする。

この場合において、先の退職手当に關し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。
再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものを除く。）が行われたときは、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行ふものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。

再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行ふものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

- 7 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行ふものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。
- 8 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第五項及び第六項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について準用する。

第二節 特定公共サービス

(職業安定法の特例)

第三十二条 次に掲げる公共職業安定所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者であつて特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の許可を受けた者でなければならない。事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務

二 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務

三 前項の公共サービス実施民間事業者が、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う場合において当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しない。

四 前二項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に必要な事項は、厚生労働省令で定める。（国民年金法等の特例）

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に關する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であつて、保険料を納期までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない理由の確認を行う業務

二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

二 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならぬ。

三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができます。

一 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第一百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の書面の交付に係る業務

二 不動産登記法第一百二十条第一項の規定に基づく同項に規定する地図等（以下この号において単に「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に記録されるときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同法第一百二十条第二項の規定に基づく地図等（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧に係る業務

三 不動産登記法第一百二十二条第一項の規定に基づく同項の書面の全部又は一部の写し（当該図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務

四 不動産登記法第一百二十二条第三項又は第四項の規定に基づくこれらの規定の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同条第三項の正当な理由の有無の審査に係るものを除く。）

五 不動産登記法第一百四十九条第一項の規定に基づく同項に規定する筆界特定書等（以下この号において単に「筆界特定書等」という。）の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務

六 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に從事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行ふに当たり、日本年金機構の理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

九 日本年金機構の理事長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかつたとき。

三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。

四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行つたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。

イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

七 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

八 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

九 日本年金機構の理事長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかつたとき。

三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。

四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行つたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。

イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

三 不動産登記法等の特例

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務（以下この条において「特定業務」といいう。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができます。

一 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第一百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の書面の交付に係る業務

二 不動産登記法第一百二十条第一項の規定に基づく同項に規定する地図等（以下この号において単に「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に記録されるときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同法第一百二十条第二項の規定に基づく地図等（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧に係る業務

三 不動産登記法第一百二十二条第一項の規定に基づく同項の書面の全部又は一部の写し（当該図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務

四 不動産登記法第一百二十二条第三項又は第四項の規定に基づくこれらの規定の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同条第三項の正当な理由の有無の審査に係るものを除く。）

五 不動産登記法第一百四十九条第一項の規定に基づく同項に規定する筆界特定書等（以下この号において単に「筆界特定書等」という。）の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務

六 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に從事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行ふに当たり、日本年金機構の理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 六 不動産登記法第二百四十九条第二項の規定に基づく同法第二百四十五条に規定する筆界特定手続記録（電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧（前号の筆界特定書等の閲覧を除く。）に係る業務（同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るもの）を除く。）

七 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五十五条）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同法第十二条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項の書類の書面の交付に係る業務

八 商業登記法第十二条の二（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同項の利害関係の有無の審査に係るもの）を除く。）

九 商業登記法第十二条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項の印鑑の証明書の交付に係る業務

十 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第八条において準用する不動産登記法第二百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条において準用する不動産登記法第二百十九条第二項の規定に基づく同項の書類の書面の交付並びに外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条において準用する不動産登記法第二百二十一条第三項又は第四項の規定に基づくこれらの規定の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、同項の規定に基づくこれらの規定の登記簿の附属書類の閲覧に係るものを除く。）

十一 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第二百十九条第一項の規定に基づく同項の抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付並びに抵当証券法第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第二百二十二条第三項又は第四項の規定に基づくこれらの規定の抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、同項の規定に基づくこれらの規定の登記簿の附属書類の閲覧に係るものを除く。）

十二 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第二百四号）第十三条第一項の規定に基づく同項に規定する概要記録事項証明書の交付に係る業務

十三 前各号に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務であつて法務省令で定めるもの

十四 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

十五 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

十六 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するため必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。

十七 その他法務省令で定める要件に適合するものであること。

十八 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）又は特定業務従事者であつた者は、第二十五条第一項に規定する秘密を漏らし、又は盗用することとなる場合であつても、特定業務の実施に關して知り得た情報を、特定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

十九 特定業務従事者は、登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、使用、保管その他の取扱いをするときは、これを適正に行わなければならない。

二十 公共サービス実施民間事業者は、特定業務の実施状況を、法務省令で定めるところにより、定期的に、法務大臣に報告しなければならない。

二十一 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。

- 四 公共サービス実施民間事業者が、第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

六 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

七 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第八項の契約を解除することができる。

八 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

九 (刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例)

第三十三条の三 法務大臣は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号。以下この項において「刑事収容施設法」という。)第三条に規定する刑事施設並びに刑事収容施設法第二百八十七条第一項の規定によりこれに附置された労役場及び監置場(以下この項において「刑事施設等」という。)の運営に關する業務のうち次に掲げるものであつて、当該刑事施設等の被収容者等(刑事収容施設法第二条第一号、第一百七十四条第二項、第二百八十八条规定第一項及び第二百八十九条第一項に規定する被収容者、刑事施設にとどまる者、労役場留置者及び監置場留置者をいう。以下この項において同じ。)の犯罪的傾向その他の事情を勘案し、当該業務を民間事業者に実施させることとしても當該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの(以下この条において「特定業務」という。)を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一 刑事収容施設法第三十四条第一項(刑事収容施設法第一百七十四条第二項、第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項(以下この項において「滞留者等関係規定」と総称する。)において準用する場合を含む。)の規定による検査(写真の撮影及び指紋の採取並びにこれらに準ずるものとして政令で定める検査に限る。)の実施に係る業務

二 刑事収容施設法第四十四条(滞留者等関係規定において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による検査(刑事収容施設法第三十三条第一項第五号に規定する書籍等(以下この号において単に「書籍等」という。)の内容に係るものとされる場合を含む。)の実施及び刑事収容施設法第七十条第一項(滞留者等関係規定において準用する場合を含む。)の規定により書籍等の閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するための刑事収容施設法第四十四条の規定による書籍等の内容に係る検査の補助に係る業務

三 刑事収容施設法第四十七条第一項、第四十八条第五項及び第五十二条(これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。)並びに第百三十二条第三項及び第四項並びに第百三十三条(これらの規定を刑事収容施設法第百三十六条(刑事収容施設法第一百四十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第百三十八条(刑事収容施設法第二百八十九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)第十ニ号において同じ。)、第百四十二条、第百四十四条(刑事収容施設法第一百七十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)、第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。同号において同じ。)(以下この項において「未決拘禁者等関係規定」と総称する。)において準用する場合を含む。)の規定による物品その他の物の引渡しの実施に係る業務

二 特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令・法務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するため必要な措置として総務省令・法務省令で定める措置が講じられていること。

四 その他総務省令・法務省令で定める要件に適合するものであること。

3 地方公共団体は、第二十三条において準用する第二十条第一項の契約（以下この条において単に「契約」という。）を締結しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第二十三条において準用する第二十条第二項の規定にかかるわらず、契約を締結したときは、その旨、当該契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称、当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務の内容及びその期間を、遅滞なく、告示しなければならない。

5 地方公共団体が、第二十三条において準用する第二十二条第一項の規定により契約を変更する場合又は協議により契約を解除する場合には、前二項の規定を準用する。

6 地方公共団体の長は、公共サービス実施民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 第二十八条において準用する第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

7 地方公共団体の長は、第二十三条において準用する第二十二条第一項の規定により契約を解除したときは、同条第四項の規定にかかるわらず、その旨、その理由及び当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称を、遅滞なく、告示し、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、第四十七条第一項に規定する合議制の機関に通知するとともに、遅滞なく、告示しなければならない。

8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務取扱事業所（公共サービス実施民間事業者が特定業務を取り扱う事業所をいう。）に勤務する者が特定業務に関して知り得た情報を当該特定業務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に關し必要な事項のうち、第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる業務に係るものについては総務省令で、同項第一号に掲げる業務に係るものについては法務省令で、同項第四号に掲げる業務に係るものについては総務省令・法務省令で定める。

第六章 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなつた場合における公共サービスの実施等

（官民競争入札対象公共サービスの実施）

第三十五条 国の行政機関等は、第十三第二項の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該国行政機関等の長等が作成した第十一第二項の書類の内容に従つて、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

（地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施）

第三十六条 地方公共団体は、第十七条において準用する第十三第二項の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該地方公共団体の長が作成した第十一第二項において準用する第十一第二項の書類の内容に従つて、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

（設置）

第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による競争入札実施要項及び当該地方公共団体の長が作成した第十七条において準用する第十一第二項の書類の内容に従つて、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

（官民競争入札等監理委員会）

第一節 官民競争入札等監理委員会

（所掌事務）

第三十八条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣又は総務大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 総務大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、総務大臣を通じて行うものとする。

第三十九条 委員会は、委員三人以内をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

第四十条 委員は、公共サービスに關して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期）

第四十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員長）

第四十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第四十三条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（事務局）

第四十四条 委員会の事務を處理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第四十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

（政令への委任）

第四十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

（第二節 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関）

第四十七条 地方公共団体は、地方公共団体の特許公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、総務省に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一月一五日法律第七九号) 抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、平成三十三年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二四日法律第一一号) 抄

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(政令への委任)
第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一月一五日法律第七九号) 抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、平成三十三年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二四日法律第一一号) 抄

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

第三条 旧公共サービス改革法の規定により内閣総理大臣が行った手続その他の行為は、新公共サービス改革法の相当の規定により総務大臣が行つた手続その他の行為とみなす。こ

の場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公共サービス改革法第四十一条第一項の規定にかかるわざ、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第四条 旧公共サービス改革法の規定により内閣総理大臣が行った手続その他の行為は、新公共サービス改革法の規定により総務大臣が行つた手続その他の行為とみなす。

係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定(布の日)行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年四月二八日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年五月一九日法律第三六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (令和三年五月二八日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(处分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続を行なへばならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日